

南樺太において、死亡野鳥で 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を確認

南樺太において、死亡野鳥（ウミスズメ科（Alcidae）の野鳥（種未同定））における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）による感染が3件（計274羽死亡）確認されました。



野鳥の専門家によれば、ウミスズメ科は沿岸部に生息し、まとまって日本に飛来することが注目される鳥種ではないものの、南樺太については、シギ・チドリ類など8月上旬からこの地域を経て北海道や東北に渡ってくる鳥種もいるほか、秋にはカモ類の飛来ルートにもなるため、この時期に同地域での多数の感染事例が確認されたことは、今後、我が国へのウイルス侵入リスクに関する情報として重要。

**今シーズンも本病の発生に対して厳重な警戒が必要！
飼養衛生管理基準の再確認を！！**

アニマルウェルフェアに関する指針が新たに示されました。

農林水産省において、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針が新たに示されました。

- 【採卵鶏】 <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/230726-11.pdf>
- 【ブロイラー】 <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/230726-12.pdf>
- 【輸 送】 <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/230726-3.pdf>
- 【安楽死】 <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/230726-4.pdf>

アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針：<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

鶏の様子がおかしいと思ったら… **東部家畜保健衛生所** へ
Tel.0475-52-4101（夜間・休日は転送）必ず5回以上コールしてください